

## 大船渡市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
  - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
  - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
  - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
  - (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面及び今後の方針等を記載した書面
  - (8) 活動地域を示す図面
  - (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類
- (指定の基準等)

第3 市長は、第2第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 大船渡市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 業務を行うに当たって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団に該当せず、かつ、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4 法第118条第3項に規定する変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第6 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が第6の規定による命令に違反したときは、第3の規定による指定を取り消すことができる。この場合において、市長は、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

大船渡市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名 印  
(担当者： )  
(電話番号： )

都市再生推進法人指定申請書

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。なお、指定に関する法令及び誓約事項を遵守します。

記

1 添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類及び今後の方針等を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) その他推進法人の業務に関し参考となる書類

2 誓約事項

本申請は、暴力団の利益になり、又は利益になるおそれはありません。

また、申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

注 暴力団排除のため、個人情報警察に照会することがあります。

様

大船渡市長

都市再生推進法人指定書

年 月 日付けの都市再生推進法人指定申請については、大船渡市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法を始めとする法令等を遵守し、都市再生のために適正かつ確実に業務を遂行してください。

記

- 1 指定番号
- 2 法人の住所
- 3 法人の名称
- 4 代表者氏名
- 5 業務
- 6 業務の実施に当たっての留意事項  
業務の実施に当たっては、事前に関係者との調整を十分に行うとともに、法令等に基づく手続を適切に行うこと。

様式第3号（第4関係）

年 月 日

大船渡市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名 印  
(担当者： )  
(電話番号： )

都市再生推進法人名称等変更届出書  
都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		
変 更 す る 事 項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他		
変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 理 由			

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第4号（第4関係）

年 月 日

大船渡市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名 印  
(担当者： )  
(電話番号： )

都市再生推進法人業務変更届出書

大船渡市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4第3項の規定により届け出ます。

指定年月日	年	月	日	指定番号	第	号
変更年月日	年	月	日			
変更の内容	変更前					
	変更後					
変更の理由						